

地方分権一括法に係る指定障害福祉サービス事業者等及び児童福祉施設の基準に関する条例案に対する意見

意見 番号	条例案該当箇所	意見要旨	対応方針
1	<p>① 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例案</p> <p>② 障害福祉サービス事業等の設備及び運営に関する基準条例案</p>	<p>利用定員について国の最低定員（原則 20 人以上）を緩和し、県独自の基準を設けてほしい。（離島などの特例ではなく、基準自体を緩和してほしい。）</p> <p>生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援B型 多機能施設（合計）</p> <p>それぞれ } 10人以上</p> <p>（多機能の場合の各サービスの最低定員も、従来の半分で設定）</p>	<p>国の基準は、障害児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスその他の支援を行うことによりその福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現のために必要な生活水準を定めたものであり、県の条例でこれを下回る基準を定める場合は、特段の合理性がなければならないと考えます。</p> <p>定員緩和については、従業員配置等と密接に関係しており、適正なサービス確保や事業所運営に支障が出る等懸念される面があるため独自基準を設けることは難しいと考えます。</p>